

9 校 則

現在使用中の校舎（教室・カフェテリア・メディアセンター・体育館・図書室）及び運動場・駐車場は、コブ郡教育委員会の厚意の上契約されている。借用している立場として、以下の 約束 を厳守すること。

（１）校舎使用上の約束

校舎内では走ったり、ボール遊びをしたりしない。

教室やロッカーなどに備え付けてある物品(現地校教師・生徒の物品や作品・展示物・ロッカー等)には手を触れない。

原則としてカフェテリア以外では飲食しないこと。(食事の後始末は各自で行うこと。)

校舎・校庭はきれいに使用し、ごみを拾うことを心がけること。

体育館の使用は許可を得て使用するとともに、必ず事務局に報告すること。

建造物(窓ガラス等)・器材等を破損した場合は、必ず事務局に報告すること。

机や椅子を移動した場合は、元の状態に復元しておくこと。

放課後、窓を閉めて施錠の確認をすること。

現地校教職員のラウンジには立ち入らないこと。

校舎周囲の芝生には立ち入らないこと。

（２）学校生活における基本的な心得

「けじめ」ある学校生活が送れるよう、家庭での配慮・指導をお願いします。

遅刻をしないこと。(9時の始業までに教室に入っていること。)

欠席・遅刻・早退する場合は、必ずその旨を担当へ連絡すること。

クラブ活動を欠席する場合は、あらかじめ当該クラブ・マネージャーにその旨を連絡すること。

クラブ員でない児童生徒は、授業終了後直ちに下校すること。

持ち物には記名し、忘れ物をしないように注意すること。

昼食は必ず指定された場所で行うこと。

学校時間内に校外へ出る必要がある場合は、必ず担任に届け出ること。

高等部生徒の自動車による通学は、家庭の指導・責任において行うこと。

（３）特に注意を要する事項

授業中に目に余る妨害・怠業があった場合には、即座に職員室における謹慎処分とする。

その間の授業の遅れについては、同日午後3時から5時まで、教職員監督のもとに学習を義務づけるものとし、さらに本人は反省文を書き、両親の署名を得た後、担任に提出する。

この件に関しては、教室を出た時点で本人より家庭に連絡するので、5時に迎えをお願いします。

(遠距離通学者についても例外は認めない。)

昼食時以外の飲食やおやつは禁止する。

授業に不必要な物品が授業時間内に取り扱われた場合はすべて没収する。没収品の返却は、使用者の保護者が直接担任まで取りに来る場合のみ行われる。ただし、没収品保管期間は1ヶ月間とする。

学生にふさわしくない行為(喫煙・飲酒等)を行った者については、退学処分もあり得る。

（４）懲戒規定

本校児童生徒としてふさわしくない行為をした者、及びジョージア日本語学校校則並びに注意事項に反した者に対し、校長・教師・事務局は注意並びにしかるべき指導を行い、必要に応じて保護者に連絡をとる。

注意・指導にかかわらず反省の見られない児童生徒に対し、運営委員長は本校の健全なる運営を保持するため懲戒処分をすることができる。

懲戒処分は、訓告・謹慎・停学・及び退学とする。

退学処分は、次の各号のひとつに該当し、かつ指導後も改善の見込みがないと判断される者に対して行うものとする。

ア、他児童生徒あるいは教師に対し暴力行為をする者。

イ、学習意欲に欠け、授業を妨げる行為を繰り返す者。

ウ、借用校舎の建物・器物破損等、借用を妨げるような行為をする者。

エ、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

オ、その他前各号に準ずる程度の、特に不都合な行為があった者。